

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	産業廃棄物税更正請求書			
山形県何総合支庁長 殿		年 月 日		
特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号 電話 番				
地方税法第20条の9の3第1項（第2項）の規定により、下記のとおり更正の請求をします。				
最終処分場	所在地			
	名称			
月 別	更正請求前		更正請求後	
	課税標準たる重量	税 額	課税標準たる重量	税 額
年 月分	トン	円	トン	円
年 月分	トン	円	トン	円
年 月分	トン	円	トン	円
更正請求の理由、更正の請求をすることとなった事情の詳細その他参考となるべき事項				

(注) 1 各月ごとに課税標準に関する明細書（別紙）を作成し、添付してください。  
 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

## 課税標準に関する明細書

年 月分

最終処分場の名称							
区分	重量による搬入		容量による搬入 (重量による計測が困難な場合)				
	重量		容量 (ア)		換算 係数 (イ)	換算して得た重量 (ア) × (イ)	
産業廃棄物の種類	更正 請求前	更正 請求後	更正 請求前	更正 請求後			更正 請求前
	トン	トン	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	トン		トン
燃え殻					1.14		
汚泥					1.10		
廃油					0.90		
廃プラスチック類					0.35		
紙くず					0.30		
木くず					0.55		
繊維くず					0.12		
食料品製造業、医薬品製造業 又は香料製造業において原料 として使用した動物又は植物 に係る固形状の不要物					1.00		
と畜場においてとさつし、又 は解体した獣畜及び食鳥処理 場において食鳥処理をした食 鳥に係る固形状の不要物					1.00		
ゴムくず					0.52		
金属くず					1.13		
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず					1.00		
鉱さい					1.93		
工作物の新築、改築又は除去 に伴って生じたコンクリート の破片その他これに類する不 要物					1.48		
動物のふん尿					1.00		
動物の死体					1.00		
ばいじんであって、集じん施 設によって集められたもの					1.26		
廃棄物の処理及び清掃に関す る法律施行令第2条第13号 に掲げる産業廃棄物					1.00		
計	(ウ)	(エ)				(オ)	(カ)
合計	更正請求前 (ウ)+(オ)		トン		更正請求後 (エ)+(カ)	トン	

(注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。

2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。